

合志市西合志庁舎利活用事業

入居者募集要項

(第二次募集)

令和元年5月

株式会社こうし未来研究所



1. 利活用の目的

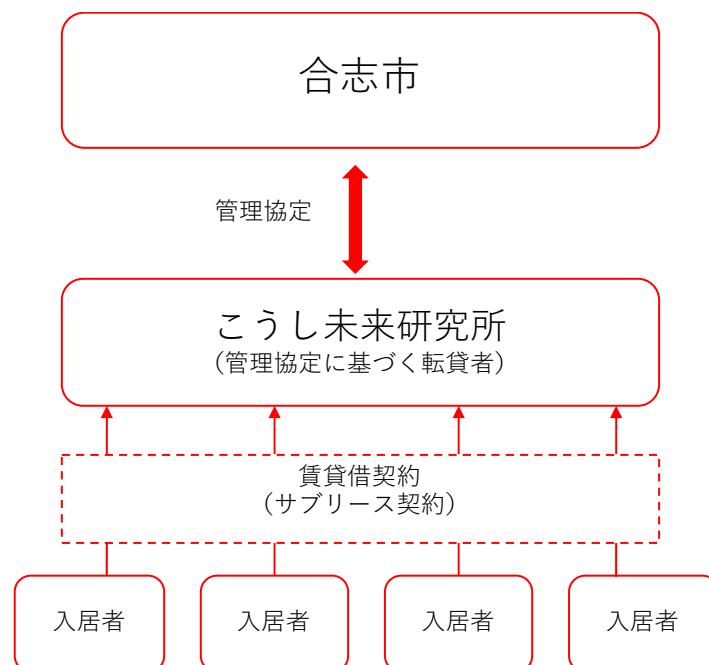
合志市西合志庁舎（以下「本物件」という。）は、平成30年5月の合志庁舎への行政機能集約に伴い遊休施設化することとなりました。このため、本物件は、地域に新たな雇用と地域産業の場を創出することを目的として、「合志市公共施設等総合管理計画」に基づき、旧庁舎という既存ストックを解体することなく、公民連携により賃貸可能なテナントビルに用途変更のうえ再整備することとしました。

2. 利活用の手法

本物件の利活用は、合志市（以下「市」という。）が、「株式会社こうし未来研究所」（以下「当社」という。）に管理協定に基づき本物件を貸付け、当社がテナント募集、施設運営及び維持管理を実施するという手法によります。

当社は、公共公益施設の活用・管理運営事業やエリアマネジメントを行うことを目的として、市及び民間企業等の出資により平成27年に設立したまちづくり会社であり、平成30年には都市再生特別措置法に基づき、市から都市再生推進法人の指定も受けました。

そのため、今回募集する本物件の入居者（借主）の契約相手方（貸主）は当社となります。



3. 基本方針・特長・テナントミックスの考え方

<市の基本方針>

- ✧ 既存公共施設・機能の集積を活かして、多世代が集う「健康・知の拠点」とする
- ✧ 「健康・交流」、「知・教育」、「創業・雇用」を実現する場とする

<本物件の建築物としての特長>

- ✧ 「庁舎」として建築された構造と名残を活かした改裝

本物件は庁舎として建築された公共建築物であり、耐震性を含め通常の建築基準よりも堅牢に建築されています。また、吹き抜けのエントランスホール、開かれた執務スペース、重厚で天井高のある議会本会議場など、独特の趣きを持った建物です。今回のテナントビル化に当たっては、その特殊な構造を活かしつつ、庁舎だった頃の名残を活かした改裝（リノベーション）を実施します。

- ✧ 地域にとって唯一無二の「トロフィービル」としての価値承継

本物件は西合志町役場として、地域の「トロフィービル（象徴的建物）」でした。今でも地域の人々からは「役場」と呼ばれ、市民の誰もが知っている建物です。当社は、本物件の「トロフィービル」という長所を活かし、地域にとって唯一無二の「普遍的な価値」を承継します。そして、本物件がこれから将来、「公民連携の象徴」として多くの人々に認識されることを目指します。

<本物件に対するテナントミックスの考え方>

- ✧ 企業進出や雇用創出、創業や女性の活躍支援といったビジネスの場の提供

本件は、貸出床面積で約 700 坪規模のオフィスビルの入居者募集であり、ビジネス拡大の機会や新しい雇用創出を検討している企業の進出を応援します。また、合志市内には子育て世代の女性が多く居住していることから、女性活躍の場を提供します。

- ✧ 日常的に地域住民や事業者が立ち寄り、「交流できる空間」の創出

本物件は地域住民の人々の日常に寄り添うテナントに入居いただくことを前提としており、地域住民と事業者が相互に交流できる場を提供します。

市民ラウンジでは、オープンスペースを活用したカウンターによる物販やランチボックスの販売など、気軽に立ち寄ることができる空間を創出します。

コワーキングスペースでは、ビジネスマッチングや共同事業を進めることができる空間を創出します。

4. 建物の名称「ルーロ 合志」について



かつてこの場所は西合志町役場でした。

時代は変わり、庁舎が新しくなっても、

昔から地域に親しまれた西合志であることを未来に残したく、

ルーロと名付けさせていただきました。

ルーロは組み替えると「西」になります。

さらに、「ルーローの三角形」という言葉があります。

その柔らかな三角形は、

地図で見た合志市の形と寄り添っていました。

ルーロには、

過去を大事にして、現在を輝かせ、未来を共に作っていきたい

3つの願いが込められています。

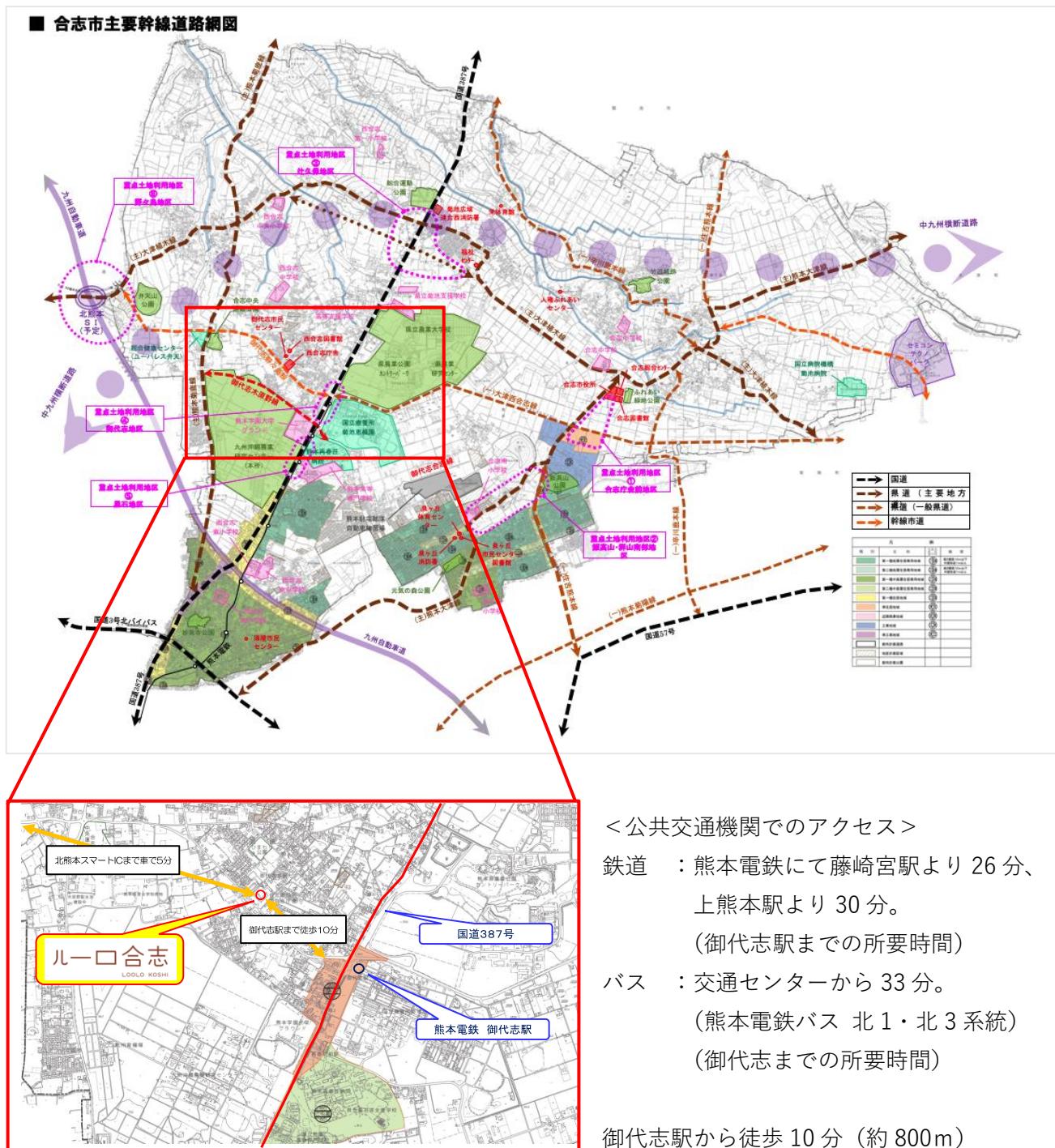


5. 物件概要

名称	：ルーロ 合志
所在地	：合志市御代志 1661 番 1 他 6 筆
地目	：宅地・畠・公衆用道路
地積	：11,257.30 m ² (3,405.33 坪)
建物構造	：鉄筋コンクリート造 3 階建
建築年数	：昭和 57 年 2 月 (増築：平成 9 年 3 月) 平成 30 年 10 月に耐震補強工事を実施済みです。
建築面積	：1,735.76 m ² (525.06 坪)
延床面積	：3,869.93 m ² (1,170.65 坪)
用途	：「地域創生・交流施設」 熊本県開発審査会の付議承認を経て「市役所庁舎」から用途変更済みです。
都市計画	：市街化調整区域
用途地域	：なし (集落内開発制度の区域内)
建ぺい率	：70%
容積率	：200%
付属施設	：車庫・作業室棟・耐火書庫・防災倉庫等
駐車場	：約 190 台
備考	：建築当時、庁舎建築は許可不要物件であったため、開発許可は受けしておりません。



6. 位置図及び周辺施設配置図



<車でのアクセス>

熊本市役所方面から

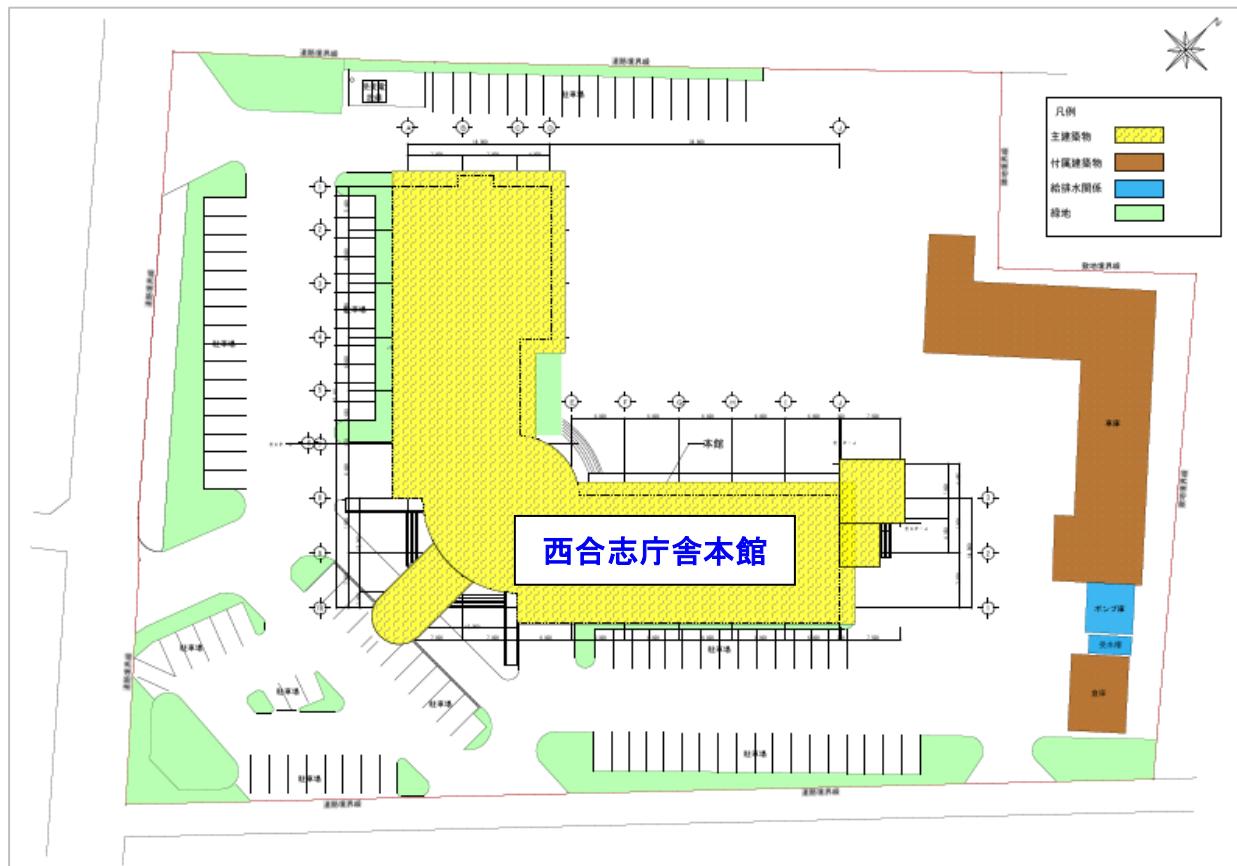
：水道町交差点を起点とした場合、国道 3 号を植木方面へ、山室交差点から国道 387 号（飛田バイパス）にて約 30 分。

熊本県庁方面から

：県庁東門入口を起点とした場合、国道 57 号を阿蘇方面へ、新南部交差点から国道 3 号（北バイパス）を経由して国道 387 号にて約 30 分。

北熊本スマート IC

：車にて 5 分（令和元年 3 月 24 日開通予定）



7. 建物の改装と工事区分のご案内

本物件は転貸人となる当社が建物の改装（リノベーション工事など）を実施していきます。本物件の工事区分については下記に記載のとおりです。本案件は通常の賃貸借契約とは異なり、サブリース契約となるため、一般的な工事区分とは異なる部分があります。工事区分の横に費用負担者を記載しておりますが、ご不明な点はお問い合わせください。

A 工事（費用負担：市）

- ✧ 都市計画法上の用途変更申請
- ✧ 耐震化工事
- ✧ 外壁補修工事
- ✧ 空調改修工事
- ✧ その他躯体の長寿命化に必要な工事

B 工事（費用負担：当社）

- ✧ スケルトン工事（庁舎として使っていた仕様を取り外す工事）
- ✧ 建物全体のリノベーション工事（空調・電気・照明・防災など）
- ✧ 給排水設備の改修工事
- ✧ 選定されたコンセプトに基づく美装工事（完成引渡し区画及び共有部）
- ✧ トイレ・給湯室などの設備改修工事

C 工事（費用負担：入居者）

- ✧ 建築基準法上の用途変更に必要な設計図書の作成
- ✧ 建築基準法上の用途変更に必要な改修・付加工事
- ✧ 入居者ごとの専有部分に関する工事（内装工事・什器備品・照明器具・電話工事）
- ✧ 入居者の事情で実施する空調改修工事・給排水設備工事

なお、C工事を実施する際は、当社が指定する工事監理業務請負人と設計・施工を調整してください。その際、必要に応じた費用の負担をお願いすることがあります。

8. 募集区画

募集する区画は以下の5つのタイプがあります。

- | |
|---|
| ① 一般オフィス（二次募集では4区画を予定） |
| ② スモールオフィス・スモールショップ（二次募集では5区画を予定） |
| ③ 創業支援オフィス（※二次募集とは別に10区画を募集予定で今回は対象外） |
| ④ コワーキングスペース（※他の区画が確定してから募集を開始するため今回は対象外） |
| ⑤ 軒先ショップ（※他の区画が確定してから募集を開始するため今回は対象外） |

① 一般オフィス

壁による仕切りがあり、セキュリティを含めて独立して利用できる一般的なオフィス仕様の区画です。

契約形態	: 事業用定期賃貸借契約
契約期間	: 5 年以上 15 年未満で当社が指定する期間 ※再契約は活動状況を踏まえて再審査。最長 15 年。
賃料	: 募集区画ごとに設定
共益費	: 月額 1,500 円/坪 (予定) ※建物の利用状況に応じて変動の可能性あり
敷金	: 家賃 6 ヶ月分
内装監理費	: 必要に応じた費用負担をお願いすることがあります。 ※テナント設計・施工の窓口として C 工事の監理業務や監督官庁・電話・インターネットなどの申請を調整する業務に係る費用です。
連帯保証人	: 必須 ※申込人が法人の場合は代表者による連帯保証が必須 ※申込人が個人の場合は第三者による連帯保証が必須 ※連帯保証人に代わり家賃保証会社による保証を選択可能
中途解約	: 原則不可 (違約条項に定める違約金支払いにより解約可能) ※違約条項は契約締結時までに決定する予定です。
引き渡し	: B 工事まで完了した状態で引き渡しを予定
原状回復義務	: あり

② スマールオフィス・スマールショップ

フロアの中に個別ブースによる仕切りがある空間です。

契約形態	: 事業用定期賃貸借契約
契約期間	: 3 年 (再契約は活動状況を踏まえて再審査にて可否を決定)
賃料	: 募集区画ごとに設定
共益費	: 月額 1,500 円/坪 (予定) ※建物の利用状況に応じて変動の可能性あり
保証金 (敷金)	: 家賃 3 ヶ月分
連帯保証人	: 必須 ※申込人が法人の場合は代表者による連帯保証が必須 ※申込人が個人の場合は第三者による連帯保証が必須 ※連帯保証人に代わり家賃保証会社による保証を選択可能
中途解約	: 原則不可 (違約条項に定める違約金支払いにより解約可能)

引き渡し : C工事まで完了した状態で引き渡しを予定
原状回復義務 : なし（ただし過失による汚損・破損の修復義務あり）

③ 創業支援オフィス（※二次募集とは別に10区画を募集予定で今回は対象外）

創業後5年以内の事業者に対して、割安な価格で優先的に割り当てる区画です。
仕切り上部は開放型のため、消防法上の設備や空調などは共用となる半個室となります。

契約形態 : 事業用定期賃貸借契約
契約期間 : 1年（再契約は活動状況を踏まえて再審査にて可否を決定）
更新は2回まで（3回目以降はスマートオフィスの条件）
賃料 : 募集区画ごとに設定（更新ごとに賃料は50%増加）
共益費 : 月額1,500円/坪（予定）
※建物の利用状況に応じて変動の可能性あり
保証金（敷金） : 家賃3ヶ月分
連帯保証人 : 必須
※申込人が法人の場合は代表者による連帯保証が必須
※申込人が個人の場合は第三者による連帯保証が必須
※連帯保証人に代わり家賃保証会社による保証を選択可能
中途解約 : 原則不可（違約条項に定める違約金支払いにより解約可能）
引き渡し : C工事まで完了した状態で引き渡しを予定
原状回復義務 : なし（ただし過失による汚損・破損の修復義務あり）

④ コワーキングスペース（※他の区画が確定してから募集を開始するため今回は対象外）

広い空間の中に仕切りがなく、フリーアドレスとして利用可能な空間で「コワーキングスペース」と呼ばれています。仕事のみならず自主学習スペースとしての活用も可能です。

契約形態 : 会員契約
契約期間 : 1ヶ月単位（自動延長）

⑤ 軒先ショップ（※他の区画が確定してから募集を開始するため今回は対象外）

市民ラウンジなどのオープンスペースで、カウンターを設置した2m×2mの空間を1日単位で貸し出します。ランチボックスや雑貨の販売などを気軽に始めることができます。

契約形態 : 一時使用賃貸借契約
契約期間 : 1日単位

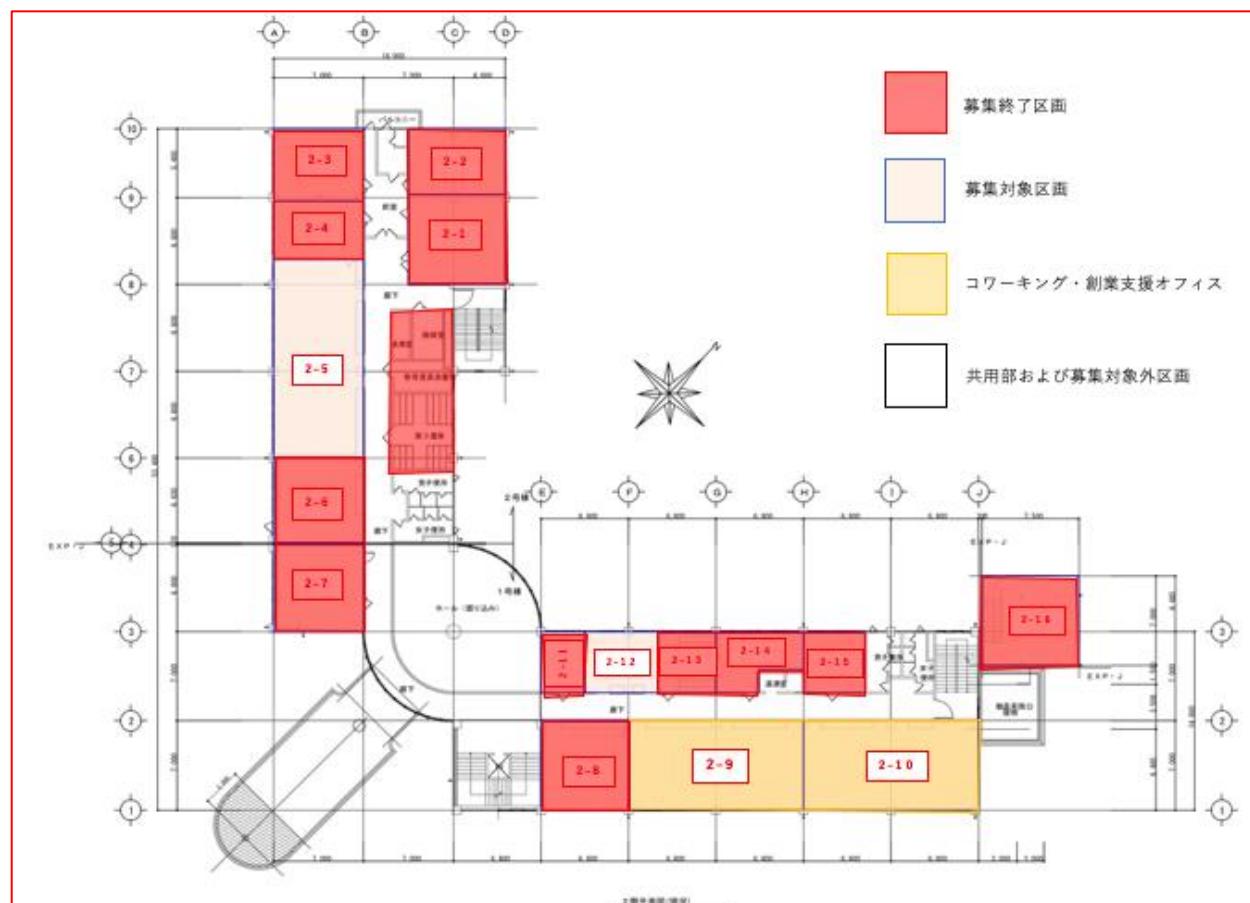
9. 募集区画のご案内

< 1 階 >



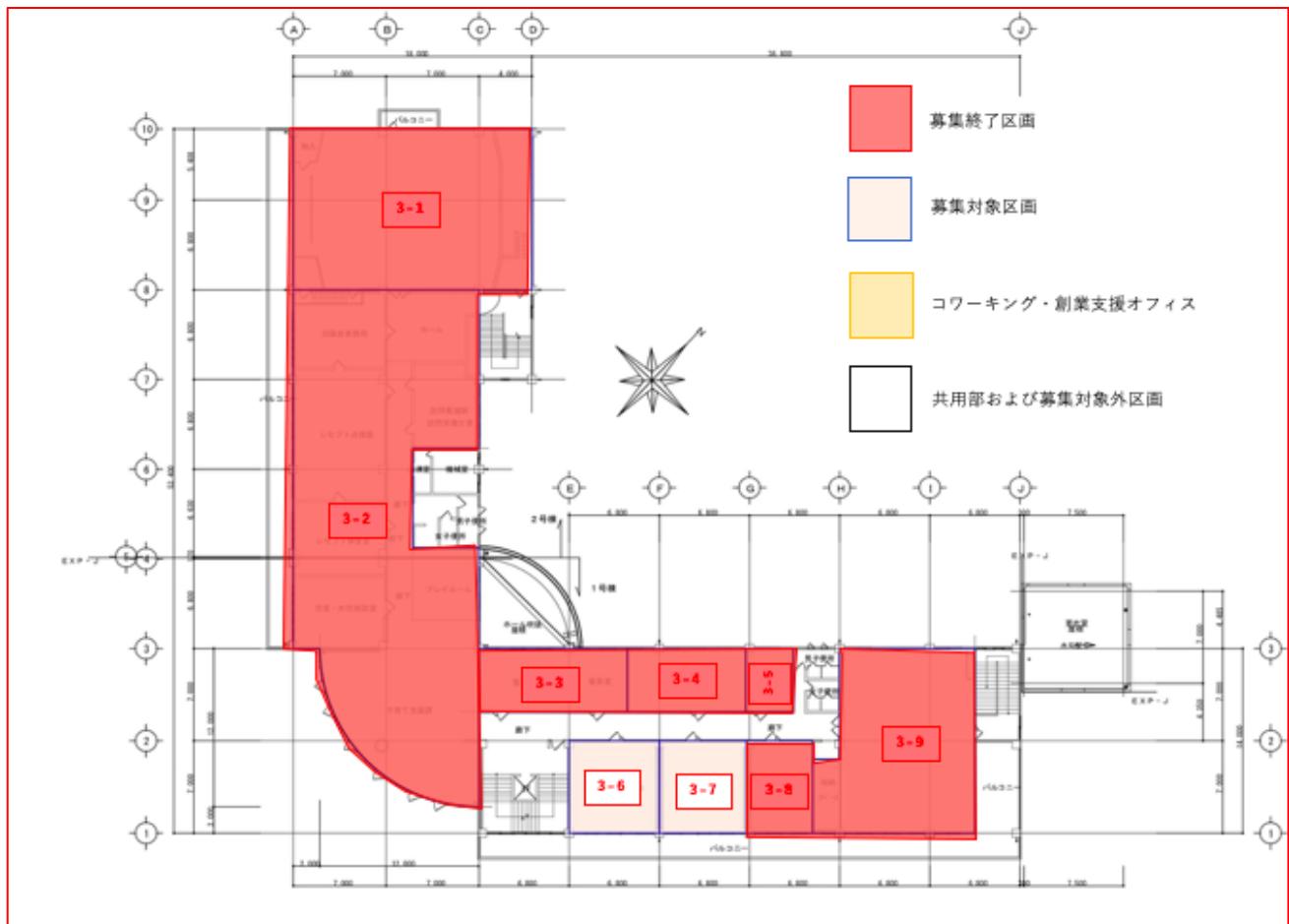
区画	種類	内装状態	面積	面積	賃料
			(m ²)	(坪)	(円)
1-1	一般オフィス	C工事が必要	37.8	11.43	80,000
1-2	一般オフィス	C工事が必要	256.7	77.65	544,000
1-3	一般オフィス	C工事が必要	95.2	28.80	200,000
1-4	スモールショップ	完成済み	47.6	14.40	100,000
1-5	スモールショップ	完成済み	23.8	7.20	50,000
1-6	スモールショップ	完成済み	23.8	7.20	50,000
1-7	スモールショップ	完成済み	16.3	4.93	40,000
1-8	スモールショップ	完成済み	16.3	4.93	40,000
1-9	スモールショップ	完成済み	16.3	4.93	40,000
1-10	スモールショップ	完成済み	32.6	9.86	70,000
1-11	スモールショップ	完成済み	23.0	6.96	50,000
1-12	一般オフィス	C工事が必要	33.0	9.98	70,000

< 2 階 >



区画	種類	内装状態	面積	面積	賃料
			(m ²)	(坪)	
2-1	般オフィス	工事が必要	52.8	16.0	96,000
2-2	般オフィス	工事が必要	38.6	11.7	70,000
2-3	般オフィス	工事が必要	39.6	12.0	84,000
2-4	般オフィス	工事が必要	31.8	9.6	67,000
2-5	一般オフィス	工事が必要	109.0	33.0	214,000
2-6	般オフィス	工事が必要	46.4	14.0	100,000
2-7	般オフィス	工事が必要	47.6	14.4	100,000
2-8	般オフィス	工事が必要	48.1	14.6	100,000
2-9	創業支援オフィス	完成済み	96.2	29.1	-
2-10		完成済み	96.2	29.1	-
2-11	スマールオフィス	完成済み	16.3	4.9	40,000
2-12	スマールオフィス	完成済み	27.3	8.3	60,000
2-13	スマールオフィス	完成済み	21.6	6.5	50,000
2-14	スマールオフィス	完成済み	26.3	8.0	45,000
2-15	スマールオフィス	完成済み	23	7.0	50,000
2-16	般オフィス	工事が必要	52.5	15.9	80,000

< 3 階 >



区画	種類	内装状態	面積	面積	賃料
			(m ²)	(坪)	(円)
3-1	一般オフィス	C工事が必要	219.6	66.4	242,000
3-2	一般オフィス	C工事が必要	456.0	137.9	759,000
3-3	一般オフィス	C工事が必要	53.6	16.2	100,000
3-4	一般オフィス	C工事が必要	42.9	13.0	80,000
3-5	一般オフィス	C工事が必要	17.1	5.2	36,000
3-6	一般オフィス	C工事が必要	47.6	14.4	90,000
3-7	一般オフィス	C工事が必要	46.0	13.9	85,000
3-8	一般オフィス	C工事が必要	34.9	10.6	63,000
3-9	一般オフィス	C工事が必要	154.0	46.6	280,000

10. 設備に関するご案内

① トイレ

トイレは各フロアに2ヶ所ずつ共用のものがあります。福祉用トイレは1階のみです。今回の改裝でリニューアル予定です。

専用トイレを設置したい場合は事前にご相談ください。

② 給湯室

給湯室は各フロアに2ヶ所ずつ共用のものが設置されております。今回の改裝でリニューアル予定です。

専用給湯室を設置したい場合は事前にご相談ください。

③ エレベーター

エレベーターは建物中央に1基設置されております。

④ 駐車場

駐車場は約190台ありますが、台数の割り当ては床面積に応じて配分する予定です。

駐車料は月額3,000円+taxを予定しております。また、来客用駐車場として20台程度を準備予定で、コインパーキング化など無断駐車を抑制する手法を検討しております。

⑤ 屋根付き駐車場

庁舎として利用した頃に使用していた屋根付き駐車場があります。

倉庫スペースや大型車両を駐車するスペースとして貸し出す予定です。利用料は未定です。

⑥ 警備などのセキュリティ

入居者決定後に開館時間を決定する予定です。原則として警備員は常駐せず、夜間は機械警備に切り替える予定です。個別に警備計画を検討している方は、全体警備と調整しますので、事前にご相談ください。

11. 家賃以外に発生する費用

本物件では、家賃以外に施設全体の維持管理経費として「共益費」を負担いただく必要があります。維持管理経費は、当社が一旦全額支払いますが、同経費を入居者の皆様の区画面積に応じて割り当て、共益費として家賃と一緒に徴収します。

現時点では坪当たり月額1,500円を想定しておりますが、具体的な金額については、契約締結までにご案内する予定です。

なお、契約締結後も利用状況に応じて不足する事態が発生した場合は、誠に申し訳ございませんが、必要な費用を徴収させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

共益費の内訳は以下のとおりです。

① 電気代

共用部（玄関・廊下・階段等）の照明や空調にかかる費用になります。入居区画の電気代については専用の子メーターを設置予定ですので、利用された分をお支払いいただく予定です。

② 水道代

給湯室やトイレで使用する上下水道の費用です。入居区画で個別に使用を検討されている場合

は、子メーターの設置も含めて検討するため、事前にご連絡ください。

③ ガス代

給湯器使用に伴うガス料金です。入居区画で個別に使用を検討されている場合は、子メーターの設置も含めて検討するため、事前にご連絡ください。

④ 警備費用

建物全体の防犯・防災のために実施する警備費用です。

⑤ 法定点検費用

エレベーター、自動ドア、電気保安、消防設備など、建物全体を維持管理していくうえで必要となる法定点検にかかる費用です。

⑥ 清掃・樹木伐採

建物を利用するうえで発生するゴミの収集、共用部やトイレの清掃、敷地内樹木の伐採などにかかる費用です。

12. 契約時に必要となる費用

① 仲介手数料

当社との賃貸借契約については、当社が指定する宅建業者が重要事項説明と契約締結業務を実施します。それに伴い、仲介手数料として家賃1ヶ月分に消費税を加えた額を宅地建物取引業者へお支払いいただきます。

② 火災保険（借家人賠償責任保険）

本物件への入居に際しては、借家人賠償責任が含まれた火災保険に加入してください。保険商品はトラブル発生時の窓口を一本化するために、当社指定の保険代理店でお申込みください。

13. 応募資格

応募資格は、以下に記載の項目のいずれかに該当する者に限ります。

(ここで記載する「事業者」とは、事業を営む法人・個人・団体を指します。)

- ① 市に登記上の本社を新設又は移転、もしくは、支店を開設し、事業を通じて本物件の活用や魅力向上に寄与する意思を有する事業者
- ② 市の地域住民に対して有益な貢献をする能力・職能を持ち、事業を通じて市に対する地域貢献活動ができる事業者
- ③ 事業主が市内に居住している、もしくは、既存事業所が市内にあり、地域住民を雇用し、働き方改革の推進の一翼を担うことができる事業者

14. 募集する用途

本物件は、都市計画法上の市街化調整区域に位置することから、募集用途は、市から示された基本方針(「健康・交流」、「知・教育」、「創業・雇用」を実現)に合致し、本物件近隣の市街化調整区域に居住する者の福祉の充実や雇用の促進等地域コミュニティの維持又は活性化に寄与し、かつ集客性が高くない事務所及び店舗に限ります。

具体的には以下に掲げる用途です。ただし、すでに一次募集で内定した業種と重複した場合は、テナントミックスの観点から、入居基準を満たしていてもお断りする場合があります。

- ✧ スポーツジム（特殊建築物に該当するため、建築基準法上の用途変更が必要）
- ✧ 健康教室
- ✧ 社会福祉法第3条の福祉サービスを提供する事務所
- ✧ 事業所内保育所
- ✧ 学習塾
- ✧ 語学教室
- ✧ カルチャーセンター
- ✧ 書店
- ✧ 文房具店
- ✧ 商工会
- ✧ 信用組合
- ✧ 市が誘致した事務所
- ✧ ビジネス・プロセス・アウトソーシングセンター
- ✧ コールセンター
- ✧ 人材派遣会社
- ✧ ウェブ・映像製作会社
- ✧ その他当社が運営する市民ラウンジ、貸会議室、起業又は創業を目指す者のための小規模オフィス

なお、上記以外の用途で入居を希望する場合は、県に対する変更許可手続が再度必要となることがあります。また、当社が、建物の構造上の問題で入居困難と判断した場合は、入居できません。

15. 入居審査

本物件への入居に関しては、当社が設置する入居審査委員会による審査を経て入居の可否を判断します。入居審査委員会の審査委員は当社・市から選定された人員等で構成されます。

事務局

株式会社こうし未来研究所

審査委員

当社から選定された人員

市から選定された人員

市から推薦された外部有識者

オブザーバー

合志市商工会から選定された人員

当社が招聘した外部有識者

(入居申込者の事業内容の判断に専門的見地が必要な場合に意見を伺います)

審査方法及び必要書類

- ✧ 提出資料に基づく書類審査
- ✧ 当社とのヒアリング
- ✧ 提出資料は、所定の事業計画書に加えて下記に記載の資料をご準備ください。
 - 法人の場合 : 商業登記簿謄本、決算書等の財務諸表（3期分）
(設立後3年未満の場合は事業計画書のみ)
 - 個人の場合 : 運転免許証などの本人確認資料、確定申告書（3期分）

審査項目

- ✧ 本物件の事業コンセプトとの合致（日本標準産業分類との整合性を含む）
 - ✧ 事業を通じて本物件の利活用や魅力向上への意思
 - ✧ 地域特性と社会問題の解決に関する寄与度
 - ✧ 本物件のテナントミックスとのバランス
- ※同業種から複数応募があった場合、審査基準を満たしていてもお断りする場合があります。
- ✧ 事業計画書の確からしさ
 - ✧ 家賃支払能力
 - ✧ 市との関わり合い

16. 募集のスケジュール

募集の開始	令和元年 5 月 15 日 (水)
内覧会の実施 (事前予約制)	令和元年 5 月 21 日 (火) 10:00~17:00
区画調整面談 (※1)	令和元年 5 月 24 日 (金) までに実施予定
募集締切日	令和元年 5 月 24 日 (金) 17:00 までに提出
内定通知 (※2)	令和元年 5 月下旬ごろを予定
意思確認書提出期限 (※3)	令和元年 6 月 7 日 (金)
条件調整 (※4)	令和元年 6 月中旬ごろを予定
賃貸借契約 (※5)	令和元年 6 月下旬ごろを予定

内覧会は事前予約制とさせて頂きます。

1回 60 分以内 (10名まで) で受付致しますので、当社まで電話にてお申込み下さい。

※1 区画調整面談

募集区画のうち、複数区画を一体的に利用することを希望する場合、建物の構造上可能かどうかを応募前に調整したいと思います。その結果、希望する用途や面積に応じて当社から当初の希望区画とは異なる区画を提示することがあります。

※2 内定通知

入居希望者に入居審査の結果を通知する回答書です。「内定」に当たっては、当社から「区画番号、賃料、契約期間」などの条件を提示させていただきます。なお、必ずしも入居希望者の希望に沿った条件になるとは限りません。

※3 意思確認書提出期限

意思確認書とは、内定通知で提示した条件に対する回答をいただくものです。仮に、組織の意思決定（理事会や総会など）がこの回答期限に間に合わない場合は、「組織の意思決定を停止条件として入居を希望する」という、条件付回答も可能です。

万が一、当社が提示した条件がご希望に添えなかつことにより事業の目的が達成されない場合、意思確認書で辞退願います。なお、この時点で辞退した場合、違約金は発生しません。

※4 条件調整

賃貸借契約に向けた諸条件を調整します。

※5 賃貸借契約

市と当社の賃貸借契約は令和元年 5 月 13 日 (月) に締結する予定です。

17. 貸借契約後の工事スケジュール 1

貸借契約後の工事スケジュールは以下のとおりです。

なお、B工事で当社が実施する設備工事と関連する「入居者の事情で実施する空調工事や給排水工事」については、B工事着工前に協議をお願いします。

西合志庁舎から窓口の撤収	令和元年5月12日（予定）
A工事及びB工事 工事期間 C工事 打ち合わせ期間	令和元年6月から令和元年7月末ごろ
C工事 着工	令和元年8月初旬から令和元年9月中旬ごろ
リニューアルオープン	令和元年10月（予定）

※上記スケジュールは予定であり、工事内容の変更や進捗の影響から変更されることがあります。

18. 応募手続き

入居を希望する事業者は、「ルーロ合志 入居申込書」（様式1）に必要事項を記載のうえ、下記のとおり提出してください。なお、個別の条件交渉や専用施設の設置等を検討している事業者は、「ルーロ 合志 事前相談書 兼 質問事項相談書」（様式2）を併せてご提出ください。

① 提出期間 令和元年5月15日（水）から令和元年5月24日（金）まで
(受付時間) 09:00 から 17:00 まで

② 提出先
名称 株式会社こうし未来研究所（担当：上田、柏尾）
所在 〒861-1116 熊本県合志市福原2922番地 ヴィーブル1F
電話 096-247-6448
FAX 096-247-3737
Mail koushimirai@outlook.jp

③ 提出方法
郵送 または 持参 にて提出してください。
持参される方は担当者の不在を避けるため、事前にご連絡ください。
受け付けた際に、受付確認印を押印して写しをお返しします。

以上